

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第564号）

2021年8月6日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ 「証照分離」改革強化による市場活性化への更なる取り組みに関する中国銀保監会の通知
(銀行保険監督管理委員会、7/27)

貿易政策

- ✓ 海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)(商務部、7/23)

財政政策

- ✓ 鉄鋼製品の関税の更なる調整に関する國務院關稅稅則委員会の公告
(國務院關稅稅則委員会、7/29)
- ✓ 鉄鋼製品の輸出に係る税金還付廃止に関する公告(財政部等、7/29)

■ 注目トピックス

上海市商務委員会、貿易拠点型の地域統括本部の誘致支援策を発表

上海市商務委員会は2021年7月26日、上海市發展改革委員会など3部門と連名で『上海市の企業による貿易型本部の設立奨励に係る若干意見』¹(以下、意見)を公布しました。これは上海市政府が『上海市の国際貿易センターの建設推進条例』、『上海市の第14次五力年計画及び2035年までの長期目標要綱』の方針に基づいて貿易拠点型の地域統括本部の誘致支援策を打ち出したもので、2021年9月1日より施行、有効期間が2026年8月31日までとなっています。

貿易拠点型の地域統括本部(以下、貿易本部)とは、外資を含む国内外の企業が上海に設立する地域統括本部のうち、調達、仕分け、販売・マーケティング、決済、物流など貿易機能を有するものを指します。

また、貿易本部には従来型の貿易企業に加え、ECサイトなどのインターネット経由で取引及び関連サービスを提供するプラットフォーム型貿易企業(以下、プラットフォーム企業)も含まれています。

□ 貿易本部の認定条件及び申請の流れ

認定条件について、貿易本部は、上海に登記した現地法人でなければならず、かつ以下の条件のいずれかを満たさなければなりません。また各区政府が、所在地区の経済発展に特別な貢献があると認めた場合、

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

¹ 中国語原文は以下のURLよりダウンロードできます。

<https://swt.sh.gov.cn/zwgkhsgwj/20210726/23d7f06a98f64292b34237f9f2fce4f5.html>

それを認定の要素として勘案することが可能とされています。既に認定された貿易本部について、区政府は企業信用情報システムに基づき機動的に評価を行い、認定条件がクリアできない場合、市商務委員会に報告した上で、市商務委員会がその貿易本部の資格を取り消すことも可能とされています。

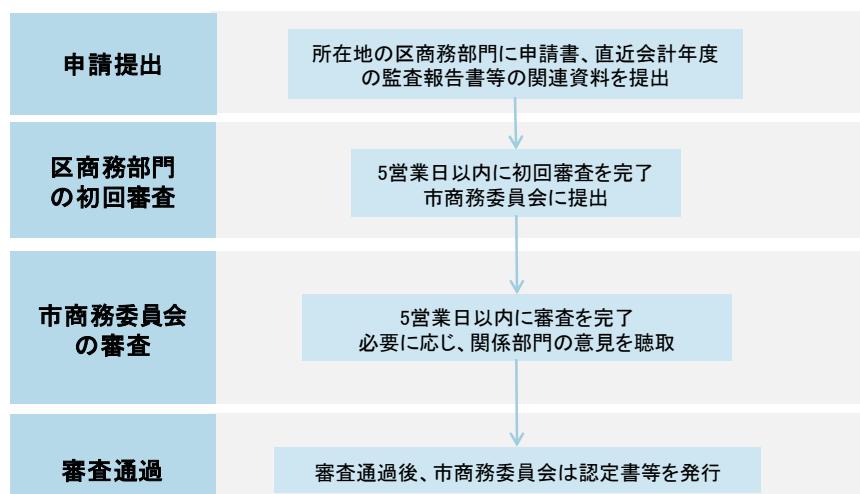
| 認定条件 | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貿易本部 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国内卸売・小売を主力事業とし、当該事業の売上高が営業収入の半分以上を占める、かつ前年度の売上高が 100 億元を超えること ② 國際貨物貿易を主力事業とし、当該事業の売上高が営業収入の半分以上を占める、かつ前年度の売上高が 60 億元を超えること ③ 物流倉庫若しくは国際サービス貿易を主力事業とし、当該事業の売上高が営業収入の半分以上を占める、かつ前年度の売上高が 40 億元を超えること ④ プラットフォームでの取引を主力事業とし、登録会員若しくは出店者数が 5,000 店超、かつそのうち上海市以外が 3 割超であること。一般消費者向け(BtoC) プラットフォーム企業の年間取引額が 50 億元超、企業間取引(BtoB) プラットフォーム企業の年間取引額が 150 億元超であること |

【図表 1】貿易本部の設立申請プロセス

貿易本部の設立申請の流れについては、図表 1 をご参考ください。

□ 多様な支援策を明記

この他、意見では、上海における貿易本部に対し、補助金や通関、越境金融サービス、人材誘致、出入国等における便宜措置等に関する支援策を明記しています。具体的には図表 2 をご参照ください。



【図表 2】誘致支援策の主な内容(一部抜粋)

| 項目 | 内容（抜粋） |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通関 | ✓ 貿易本部の輸出入貨物に対し、便利な通関手続を導入する |
| 越境金融サービス | ✓ 貿易本部によるクロスボーダー人民元ブーリング等のクロスボーダー人民元業務の展開を奨励する ✓ グループ資金の一元化に関しニーズがあり、かつ条件を満たす貿易本部につき、所属の企業グループ若しくは外商投資性企業によるファイナンスカンパニー（財務公司）の設立を支持する |
| 補助金 | ✓ 対外貿易やサービス貿易、サービス業の発展促進、ハイテク技術の実用化などに係る補助金政策の条件を満たす貿易本部に対し、補助金の支給が可能 |
| 人材誘致 | ✓ 採用した外国人材の就労手続きを簡素化する |
| 出入国・在留 | ✓ 貿易本部に勤務する中国籍者は APEC カードの申請可 ✓ 外国籍者は有効期間 1 年以下、在留期間 180 日以下のビザの申請可 ✓ 一時的に上海入りする外国籍者はトランジットビザの申請可 ✓ 採用した外国籍者は有効期間 3~5 年の在留資格申請可 ✓ 外国籍上級管理者は永住権を優先的に申請可 ✓ 貿易本部の代表者や上級管理者を対象とする入国時健診の専門窓口を設ける |
| 財政 | ✓ 貿易本部による増価税専用領収書の電子化試行作業への参加を支持する |
| 区政府の支援策 | ✓ 入居や業務展開などの面でサポートを提供し、オフィス賃料等に係る優遇制度を導入する。地域の経済発展に貢献がある場合、奨励金を支給する |

(意見に基づき、中国アドバイザリー部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

「証照分離」改革強化による市場活性化への更なる取り組みに関する中国銀保監会の通知

(原文: 中国银保监会关于印发深化“证照分离”改革 进一步激发市场主体发展活力实施方案的通知)

銀保監発〔2021〕25号

銀行保険監督管理委員会 2021年7月27日公布

【主要内容】

- 国務院は6月3日、『「証照分離」改革強化による市場活性化への更なる取り組みに関する通知』を発表し、7月1日より中国全土及び自由貿易試験区において「証照分離」改革²を開始した。本通知は国務院の方針に基づき、銀行、保険会社に係る承認制度の改革と承認手続きの簡素化を進めることが趣旨となる。主な内容は以下の通りである
- 銀行保険監督管理委員会（以下、銀保監会）の所管対象ではない外資系銀行現地法人の董事長、行長の就任資格の承認権限を銀保監会から所在地の支局に移譲する。就任資格の承認申請に際し、個人及び家族の信用情報の提供を不要とし、事前約束に基づいた「告知承諾制」の採用に切り替える
- 企業経営に係る各証書の電子化や政府システムでの情報共有の推進により、承認申請に際し、営業ライセンスと営業許可証の写しの提供を不要とする
- 保険グループ（持株）会社、保険会社（キャプティブ保険会社、相互会社を含む）の名称、株主構成、登録資本金、事業内容等の変更により定款が改定される場合、改定後の定款につき承認申請を不要とし、事後報告に切り替える
- 銀行、保険業の董事（取締役）、監事（監査役、保険業）、上級管理者の就任資格試験を廃止する
- 信用保証会社の設立、変更に係る審査承認期間を30日から20日に短縮する
- 質屋の営業許可証の有効期間を6年から10年に延長する
- 自由貿易試験区における銀行の営業所・出張所等（支店を含まず）、保険会社の拠点の設立・変更・閉鎖及びその上級管理者の資格承認につき、審査承認制から届出制（事後報告）に切り替える

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=998692&itemId=928&generaltype=0>

貿易政策

海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）

(原文: 海南自由贸易港跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）（2021年版）)

商務部令 2021年第3号

商務部 2021年7月23日公布、2021年8月26日実施

【主要内容】

- 2021年版の「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（以下、リスト）は海南自由貿易港での越境サービス貿易に関する参入規制分野を一覧化したもので、商務部が今年4月に海南省など4省・市を対象に発表したサービス業の開放拡大に向けた全体方案³の方針に沿った具体策となる
- リストは、農林水産・牧畜業、建設業、卸売・小売業、交通運輸・倉庫・郵便業、情報伝送・ソフトウェア・ITサービス業、金融業、リース・ビジネスサービス業、科学研究・技術サービス業、教育、衛生・ソーシャルワーク、カルチャー・スポーツ・娯楽業の11分野、70項目からなる。リスト以外の

² 「証照分離」改革とは、各業界の主管部門発行の営業許可証と市場監督管理部門発行の営業ライセンスを分離することを指し、これにより企業設立や事業展開の効率化・簡素化を目指す。国務院は2015年12月から、浦東新区において3年間の「証照分離」改革試行を先行して実施、その後2017年9月に全国の自由貿易試験区へ普及させた

³ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第547号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/express/pdf/R419-0599-XF-0105.pdf>

- サービス貿易については「国内外一致」の原則に基づき管理を行う
➤ リストは2021年8月26日より実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202107/20210703180049.shtml>

財政政策

鉄鋼製品の関税の更なる調整に関する国務院関税税則委員会の公告
(原文: 国务院关税税则委员会关于进一步调整钢铁产品出口关税的公告)
税委会公告〔2021〕6号
国務院関税税則委員会 2021年7月29日公布、2021年8月1日実施

【主要内容】

- 国内鉄鋼業のモデル転換と質の高い発展を推進するため、高純度銑鉄の輸出に対する関税率を現行の15%（暫定）から20%に、クロム鉄を20%（暫定）から40%に引き上げる
➤ 上記の関税調整は2021年8月1日から実施する
➤ 高純度銑鉄とクロム鉄の関税引き上げは今年5月に続き2回目
➤ 国際的な原材料価格の高止まりを受け、鉄資源の輸出を抑えることで国内の供給不足を解消することが目的である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。
http://qss.mof.gov.cn/qzdt/zhengcefabu/202107/t20210729_3741558.htm

鉄鋼製品の輸出に係る税金還付廃止に関する公告
(原文: 关于取消钢铁产品出口退税的公告)
财政部 税務总局公告 2021年第25号
财政部等 2021年7月29日公布、2021年8月1日実施

【主要内容】

- 2021年8月1日より、亜鉛メッキ鋼板、ケイ素鋼板、合金鉄、コイル材、レール、鋼管等23品目の鉄鋼製品を対象に、輸出時の税金還付を廃止する
➤ 具体的な実行日は輸出申告書に記載された輸出日とする
➤ 税金還付廃止の適用対象となる鉄鋼製品は今年5月から更に拡大されている。当局は付加価値の低い鉄鋼製品の輸出を抑え、ハイエンド鉄鋼製品の輸出を支援する姿勢を明確にしている

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。
http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202107/t20210728_3741154.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリーチーム作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザリー部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。